

## 第6章

# コンゴ民主共和国，ルワンダ， ブルンジの土地政策史

武内 進一

### はじめに

本章では、コンゴ<sup>(1)</sup>、ルワンダ、ブルンジという、かつてベルギーが植民地統治を行った3カ国の土地政策を歴史的に跡づける。第一次世界大戦後にルワンダ、ブルンジ両国が国際連盟の委任統治領「ルアンダ＝ウルンジ」(Ruanda-Urundi)となってからコンゴの独立(1960年)まで、この3カ国はベルギーによる統治の対象となった。そのため、国の規模や特徴は大きく異なるものの、採用された土地政策には少なからぬ共通点が見い出せる。加えて、植民地化以降この地域の政治経済は相互に影響し、それが土地政策にも反映されてきた。以上の点を考慮して、本章ではこれら3カ国を同時に扱う。

本章が対象とする期間の3カ国の動きと土地政策をごく簡単に述べておこう。ベルリン会議が終わって1885年に設立されたコンゴ自由国(État Indépendant du Congo)では、広大な土地がヨーロッパ企業に与えられた。しかし、1908年にベルギー領となって以降は、アフリカ人の農業生産拡大方針のもとでアフリカ人の土地利用に一定程度配慮した政策がとられ、ルアンダ＝ウルンジにも同様の政策が適用された。独立後、民族主義を掲げるモブツ(Mobutu Sese Seko)政権のコンゴ(ザイール)では、植民地期に収奪された土地の奪還を目指して土地の国有化が進められた。1990年代、この3カ国す

べてで深刻な内戦が勃発する。ルワンダでは、トゥチ主導の「ルワンダ愛国戦線」(Rwandan Patriotic Front: RPF)が内戦に勝利して政権を樹立し、土地の再分配や土地登記など、土地への政策介入を積極的に実施している。一方、ブルンジとコンゴでは、武力紛争の影響で実効的な土地政策が実施できていない。

本章では、序章で示した時代区分に対応する形で、3カ国の土地政策の変遷を跡づける。各国の政策の流れが把握できるように努めるが、各時期の記述では特徴的な土地政策が実践された国を中心におく。百年強の期間にわたる土地政策に通底するのは、アフリカ人個人の土地に対する権利を制限し、国家に従属させようとする意図である。それは、コンゴ自由国の時代やモブツ政権期のザイールのように劇的な形で発現することもあるし、近年のルワンダのように個人の土地権利の安定化を謳う政策目標のもとで見え隠れすることもある。いずれにせよ、この3カ国において、土地に対するアフリカ人の権利は常に国家に対して脆弱な立場におかれてきたといえる。

## 第1節 植民地期初期

近代国家としてのコンゴは、ベルリン会議の結果1885年に成立したコンゴ自由国に由来する。この国はベルギーの正式な植民地ではなく、いわばレオポルド2世の私的な所有物であった (Stengers 1989)。加えて、ベルリン会議の結果コンゴ盆地地域で輸入関税が禁止されたため、本国からの財政的支援や輸入関税を通じた歳入確保が期待できず、統治の制度的枠組みが極めて脆弱だった。このためコンゴ自由国では、輸出税をもたらずヨーロッパ系企業が誘致される一方で、その収奪的経営が野放しにされた (Buell 1965, 421)。

こうした条件下、広大な土地がセッション (cession)<sup>(2)</sup>やコンセッションの形でヨーロッパ系企業に譲渡された。鉄道会社や特許権をもった広域開発企業、そして象牙、ゴム、アブラヤシなど天然産品の独占的買付権を与えられ

た輸出企業などが、政府から広大な土地を譲渡された。19世紀末以降、ヨーロッパでは工業化によって一次産品需要が急伸したが、これらの企業はアフリカ人を使って天然産品を強制的に収集させる略奪的な手法で輸出を拡大させた (Harms 1975; 1983)。とくにゴムに関しては税として提供が求められ、食料提供や公益労働の義務も課された。これに随伴する暴力や強制は、著しい人権侵害を生んだ (Buell 1965, 429-432)。

大規模な土地の譲渡は、アフリカ人が占有していない土地は国家に帰属するという論理によって可能となった。コンゴ自由国建国直後の1885年7月1日付けオールドナンスにおいて<sup>(3)</sup>、「無主地」(terres vacantes)は国家に帰属すると定められた(第2項)。翌年の1886年9月14日付けデクレでは、土地の私的権利が法的に承認されるためには登記が必要であると規定された<sup>(4)</sup>。これら二つの法律では、アフリカ人が慣習的に占有する土地を利用する権利が謳われたものの、それは占有権であって私的所有権とは認められず、政府がある土地を無主地と判断すれば国有地として民間企業に譲渡できた<sup>(5)</sup>。こうした論理で広大な土地をヨーロッパ系企業に譲渡し、その地域の開発を委ねるやり方は、フランス領赤道アフリカと共通している (Hailey 1957, 749)。

コンゴ自由国の深刻な人権侵害に対しては、英米を中心に激しい批判が巻き起こった (Buell 1965, 435-439)。これに対応する目的で、民間企業の経営実態を調査する委員会がベルギーで組織され、1904~1905年にコンゴを訪問して勧告を発表した。それを受けて制定されたのが1906年6月3日デクレである<sup>(6)</sup>。このデクレは移動耕作に配慮し、アフリカ人が慣習に従って占有する土地に加えて、実際の占有地面積の3倍まで権利を認めた。ただし、それが占有権であって私的所有権と認められない点は従来どおりであった。この法律には、アフリカ人が占有する土地を囲い込み、コンセッションやセッションとの境界を明確化して居留地を創設することも盛り込まれたが、移動耕作のために占有地の範囲を確定することが難しく、1922年にその試みは放棄された (Hailey 1957, 750)。

ルワンダ、ブルンジは19世紀末以降ドイツ領東アフリカの一部となったが、

コンゴとは対照的に大規模な土地収奪は起こらなかった。もともと法律上はコンゴと大差なく、1895年11月26日付け布告では両地域に対するドイツ皇帝の完全な所有権が規定され、アフリカ人が占有しない土地は国家が譲渡できると定められたのだが (Hailey 1957, 754)、実際の土地譲渡は慎重に進められた。両地域は人口稠密であるうえに、王国による土着の統治制度が整い、ゴムや象牙などの資源も乏しかった。ドイツとしても、大規模な土地譲渡を性急に進めるの必要性を感じなかったのであろう。

## 第2節 ベルギー統治期

### 1. 土地政策

レオポルド国王の私有地という特異な体制のために著しい人権侵害が生じるのだ、というコンゴ自由国に対する批判を受けて、ベルギーは1908年にコンゴを正式な植民地とした。これに対応して、土地政策に関しても変化がみられた。

第1に、セッション、コンセッションの面積を抑制する政策がとられた。広大な土地をヨーロッパ企業に譲渡する政策が国際的な批判を招いたことから、ベルギーはセッション、コンセッションの供与に明確な手続きを定め<sup>(7)</sup>、またすでに認可された譲渡地についても縮小に努めた。コンゴ自由国時代に譲渡された土地所有権はベルギー領コンゴに継承されたものの、ベルギー政府は企業と個別に交渉し、譲渡地面積の縮小や買付独占権の廃止を進めた (Buell 1965, 451-454)。ただし、私的所有権の保全を原則としたうえでの交渉であったため、セッション、コンセッションの縮小は簡単に進まなかった<sup>(8)</sup>。

第2に、土地の譲渡に際して開発 (mise en valeur) が義務づけられた。植民地の土地を獲得するには当局に開発の実績を示すことが求められ、それが認められて初めて土地の獲得が許可された。通常手続きの場合であれば<sup>(9)</sup>、

許認可権をもつ州知事に対して、暫定占有期間（最大5年）のあいだに、契約の際に合意された開発の実績を示すことが求められた。条件はケース・バイ・ケースだが、どのような契約でも細かい開発条項が定められた<sup>10)</sup>。その条項が満たされなければ、セッション、コンセッションは政府に返還することになる。ヤシ油生産のためにリーバ兄弟社によって1911年に設立された「ベルギー領コンゴ搾油会社」(Huileries du Congo Belge: HCB)は、半径60キロメートルの巨大な円形地五つのなかで、当初最大75万ヘクタールのコンセッションを得る権利を獲得した。しかし、開発条項が適用されたため、HCBが実際に獲得した土地面積は円形地のごく一部にとどまった<sup>11)</sup>。

第3に、アフリカ人の慣習的権利に一定の配慮がなされた。1934年のデクレによって、セッション、コンセッションの認可手続きの際、アフリカ人が当該地に有する慣習的権利について実地調査することが義務づけられた<sup>12)</sup>。土地譲渡に際しては、当該地に居住するアフリカ人の合意が必要とされ、補償金が約束された。こうした配慮は、1906年デクレの延長線上で考えるべき点であろう。ただし、もともと予定されていたセッション、コンセッションとアフリカ人の占有地との境界画定が頓挫したことを考えれば、1934年デクレにどこまで実効性が担保されていたのかは疑問である。

第一次世界大戦後に国際連盟委任統治領としてベルギーの統治下に入ったルアンダ＝ウルンジに関しては、ドイツ占領期の土地政策が基本的に引き継がれた。この地域は人口稠密であり、また委任統治領（のちに、国際連合の信託統治領）であることから、ヨーロッパ企業やヨーロッパ人移民に土地を譲渡して開発を進める政策は採用されなかった。登記を通じた土地の私的所有とともにアフリカ人の慣習的な土地利用権を認める1886年9月14日付けデクレは適用されたものの、アフリカ人の土地権利を「占有地の3倍」として定義し、その区画確定を試みた1906年6月3日付けデクレは適用されなかった (Hailey 1957, 754)。ただし、同デクレにある、土地譲渡の前に慣習的権利に関する実地調査を行うとの条項は有効とされた。この措置は、教会などヨーロッパ人による土地登記を制度的に可能としつつも、民間企業への大規

模な土地供与を実施せず、国土の大半で慣習的土地制度を維持するためのものと理解できよう。

## 2. 農業政策

コンゴにおける土地政策の変化は、農業や経済全体にかかわる植民地政策を反映している。ベルギーは、農業と鉱業を両輪として、植民地コンゴの経済発展を目指した。鉱業資源は東南部のカタンガ州に集中しており、ベルギー金融資本が設立した「上カタンガ鉱業連合」(Union Minière du Haut Katanga: UMHK) 社が鉱業生産において圧倒的に重要な役割を果たした。鉱山の所有権は国家に帰属していたから (Heyse 1930, 314), アフリカ人はヨーロッパ企業の労働力としてのみ位置づけられた。農業部門については、HCBのようなヨーロッパ系企業が重視され、また東部のキヴ州を中心にヨーロッパ人入植者が導入されたもの<sup>13)</sup>、とくに第一次世界大戦後、アフリカ人を生産の重要な担い手とみなして多様な政策介入が実施された。上記土地政策との関連でいえば、セッション、コンセッションの数と面積を絞り、農業開発を義務づけることは、ヨーロッパ系企業や入植者を意識した政策である。一方、アフリカ人の土地権利に対する配慮は、彼らを生産主体として考えるようになったことを背景にしている。

アフリカ人を農業生産主体とみなした政策として、代表的なものを3点挙げておこう。いずれも、コンゴのみならず、ルアンダ＝ウルンジでも実施された。第1に、強制栽培である。ベルギーは、オランダ領インドネシアの経験を参考として、アフリカ人に対して特定農産物の栽培のため年間60日の労働を義務づけた。1917年にこの政策が開始された当初、目的として頻繁に飢饉に苦しむアフリカ人の食料備蓄という点が強調されたが、その点にとどまらず、財政上の負担軽減や原料供給 (とくに綿花やアブラヤシ) などにも目的に含まれていた。1920年代の大恐慌を経ると、アフリカ人小農は当局から安定的な生産力と認識され、市場向け作物の増産のために強制栽培が用いられ

た (Mokili 1998, 99-134)。

第2に、ペイザナ (paysannat) 政策である。これは、アフリカ人農民に一定区画を分譲し、近代的な農業技術を指導するという小農育成プログラムで、1930年代に開始された (Staner 1955)。ペイザナ政策推進の背景には、アフリカ人農業の持続性に対する懸念があった。植民地政府は、強制栽培政策を通じてアフリカ人の農業生産を拡大しようとしたが、彼らの粗放的な生産技術を問題視していた。人口が増大するなかで粗放的農法のままでは農業の発展は望めず、土壌劣化などの悪影響を生むという問題意識から、ペイザナ政策が実施された。ただし、土地区画の分譲といってもその所有権は与えられず、入植者の権利は脆弱だった。結局、独立後の政治的混乱のなかで、ペイザナは実質的に消失した<sup>14)</sup>。

第3に、土壌保全政策である。ペイザナ政策に関して論じたように、植民地当局は土壌劣化問題に高い関心を有していた<sup>15)</sup>。アフリカ人農業の技術的後進性が人口増加に伴って土壌を荒廃させ、農業生産拡大の妨げになるという危惧である。これは、アフリカ人農業の活用に伴って生じる懸念であった。戦間期以降、とくに人口稠密なコンゴ東部のキヴ州やルアンダ＝ウルンジを念頭において土壌保全政策が活発に論じられ<sup>16)</sup>、指導が進められた。この地域では、現在に至るまで、農民が自発的に土壌流出防止のテラス建設を行うが、これは植民地期の指導によるものである。

### 3. 「原住民政策」

ルアンダ＝ウルンジはもとより、広大な土地がヨーロッパ企業や入植者に譲渡されたコンゴにおいても、国土の大部分はアフリカ人が占有、利用する領域だった。この領域にかかわる植民地当局の土地政策は、実質的にアフリカ人に対する統治の手法に依存していた。旧ベルギー領植民地におけるアフリカ人統治政策は、「原住民政策」(politique indigène)<sup>17)</sup>と呼ばれる。コンゴ自由国時代には、アフリカ人の慣習を尊重するとの法律条文は存在したもの

の<sup>18)</sup>、具体的な政策はなきに等しかった。第一次世界大戦後、植民地開発のために農民や労働者としてアフリカ人の参加／動員が必要だという認識が一般化し、またコストを抑制した効率的な植民地経営が求められるなかで、「原住民政策」への関心が高まった。ベルギーはとくに英国の手法を取り入れて、間接統治政策を打ち出した<sup>19)</sup>。

間接統治のもとでは、アフリカ人の文化慣習が尊重され、アフリカ人が主導する機構が——ヨーロッパ人官僚の監督のもとで——一定領域を統治する。ベルギー領植民地では、1933年12月5日付けデクレにより、アフリカ人の統治機構として、チーフダム (chefferie)、セクター (secteur) および慣習外センター (centre extra-coutumier) の3種類が設置された。広大な面積を有するコンゴには、植民地化以前に王国のような一定の集権的政治体制をもっていた社会もあれば、従来の統治制度が弱体化したり、そもそも集権的な政治体制をもたない社会も含まれていた。また、植民地化とともに都市が発達し、伝統的な社会から離脱する人々も増えてきた。三つの機構はこうした多様性に対応し、またアフリカ人による統治という間接統治の理念に沿う制度として構築された。チーフダムは人口規模や社会的凝集力の面で強力な集団に対応し、セクターはそれらが弱い諸集団を統合したもの、慣習外センターは都市などもととの居住地から離れた人々をまとめた統治機構であった<sup>20)</sup>。

1933年デクレで設置された統治機構に関しては、以下の点に留意する必要がある。第1に、いずれの集団もチーフによって代表された。チーフは、アフリカ人とヨーロッパ行政の結節点として重視され、「政府に対しては原住民集団の受託者であり、原住民の前では政府の公的な代弁者」(Gille 1952, 726) としての役割を担った。第2に、統治機構は下位行政機構としての機能をもったが、同時に一定の主権をもった領域とみなされた。チーフダムやセクターは、州や県などの地方行政機構と違って内在的な政治権力を持ち、他の「原住民権力」には従属しない<sup>21)</sup>。1933年デクレ以降チーフダムやセクターの領域が明確化するが、それら統治機構は当該領域における最高の「原住民権力」であった。以上の2点をふまえれば、序章で論じたように、コン

ゴ、ルアンダ＝ウルンジにおいても間接統治のもとでチーフの権力が強まり、領域内の土地配分に決定的な影響力をもつようになったといえよう。第3に、ただし、これらの統治機構は、植民地当局によって不断に再編された。とくにチーフダムについて当局は、数が多すぎるとの認識があり、頻繁に統合が行われた<sup>22)</sup>。チーフに権力が集中するなか、そのポストが減少することは、さまざまな影響をアフリカ人社会に与えた<sup>23)</sup>。

### 第3節 独立以降の土地政策——1980年代まで——

#### 1. コンゴ

ベルギー領として基本的に同じ政策が適用されたコンゴとルアンダ＝ウルンジは、それぞれ1960年と1962年に独立し、三つの異なる国家となった。本節で扱う時期に最も介入的な土地政策をとったのは、コンゴであった。

コンゴに関しては、独立直前に制定された1960年5月19日付け基本法第2条において権利関係の継承が確認され、当面は植民地期の法制度に従って土地行政が執行されることとなった。サラキューズ (Salacuse) は、独立後のコンゴにとっての土地に関する根本的な課題を、1) 独立前に外国企業に与えられたコンセッションの処理、2) 慣習法下のアフリカ人の権利、3) 個人的な所有権を保障する土地登記システムの構築、という3点に整理している (Salacuse 1987, 5)。しかし、独立した政府の取り組みは第1点に集中した。

政府はまず、独立後初めて制定された1964年8月1日付け憲法<sup>24)</sup>において、重要な国益にかかわる民間企業の所有権を国家に移管できるという条項を盛り込んだ (第43条)。1965年11月25日のクーデタでモブツが政権を掌握したのち、1966年に「バカジカ法」<sup>25)</sup>が制定され、独立以前に外国企業に対して与えられた土地、森林、鉱山に関するセッション、コンセッションの権利を国家が取り戻すことが可能になった。このバカジカ法を根拠として、1966年

12月31日に巨大産銅企業 UMHK の国有化が発表された。その後モブツは「革命人民運動」(Mouvement Populaire de la Révolution: MPR) による一党制を制度化して民族主義的な政策を強め、1971年にはその一環として国名を「ザイール共和国」に変えた。民族主義的政策の影響は土地所有権にもおよび、同年末には憲法が改正されて「ザイールの土地、地下、天然資源は国家に帰属する」という条文が挿入された<sup>26)</sup>。同時に、バカジカ法が廃止され、独立前に与えたセッション、コンセッションのうち開発が進められなかったものについては、ザイール共和国が完全かつ自由に処分する権利を取り戻すと定められた<sup>27)</sup>。

こうした背景のもとで、1973年に「財産の一般制度、土地・不動産制度、担保制度に関する1973年7月20日付け法律 No. 73-021」(以下、1973年土地法)が制定された<sup>28)</sup>。この法律では、土地は国家の財産であり、それは排他的、譲渡不可能、無期限の性格をもつと定められ(第53条)、植民地期に与えたセッション、コンセッションの処分について、政府に大幅な裁量権が与えられた。カランバイはこれを「植民地期に導入された土地法からのラジカルな決別」だと評価している(Kalambay 1985, 52)。土地が譲渡不可能で国家に帰属する理由として、カランバイは、土地法案検討過程におけるMPR内小委員会の報告書を引用しつつ、アフリカ社会の伝統である土地利用の共同性が根拠とされたと述べている。

「ネグロ・アフリカ概念では、すなわちバンツールの概念では、土地は単なる『機能材』ではない。……土地は聖なるものだ。……真性主義<sup>29)</sup>的な伝統思考に則れば、土地は譲渡不可能なものでしかあり得ない」(Kalambay 1985, 61)。

モブツ政権は、こうした論理によって土地を国家に帰属するものとし、それによって植民地期にヨーロッパ人に剥奪された土地の奪還を可能にした。土地が国家に帰属する以上、個人、企業は土地に対して排他的な私的所有権をもたない。権利のあり方として、国家が与える「恒久的コンセッション」(ザイール国籍をもつ個人のみを対象とし、無期限で相続可能)か「一般的コン

セッション」(法人、外国人を対象とし、最長25年で更新可能)のみが認められ、土地に対する個人の権利はこれら2種類の「コンセッション」という形で規定された。そして、植民地期と同じく、コンセッションの所持は開発が条件とされた<sup>30)</sup>。ただし、「恒久的」であれ「一般的」であれ、コンセッションとして権利が確定された土地は、国土の一部にすぎない。正確な統計はないものの、国土の大部分は、コンセッションではなく慣習的権利下にあったと考えてよい。そして、これら慣習的権利下にある土地については、やはり国家に帰属するものの、大統領オールドナンスで別途運用を規定すると定められた(第389条)。ただし、このオールドナンスは、今日に至るまで制定されていない。

1973年はモブツ主導の民族主義的政策が最も高揚した時期であり、同年11月30日には、外国人が所有する工場やプランテーションを没収し、「民族ブルジョワジー」の育成を目指してザイール人に分配する「ザイール化政策」が発表された<sup>31)</sup>。翌年には一党制を基盤とするモブツ体制を規定する1974年8月15日付け憲法が公布され、土地や天然資源はすべて国家に帰属することが確認された。こうした集権化政策の一環で、同じ時期に地方行政への介入も進められた。ただし、それは主として州や県のレベルにかかわるものであり<sup>32)</sup>、チーフダムやセクターといった植民地期に「原住民」の自律的統治を目的に設置された機構は、その機能や中央政府との関係の点で見れば、基本的に変化しなかった。

独立時の三つの課題に即していえば、モブツ政権下の土地政策は第1点(独立前に外国企業に与えられたコンセッションの処理)に集中していた。ナショナリズムの文脈で注目を集めやすい問題が、土地を国有化してヨーロッパ人の所有地を剥奪するという安易な方法で「解決」される一方で、第2点(慣習法下のアフリカ人の権利)に関してはまったくの手つかずであった。国家に強い裁量権を与えた1973年土地法は、モブツ政権が1970年代前半まで多方面で積極的に進めた集権化政策と密接にかかわる。同法によって恣意的な土地分配が促進され、土地紛争が頻発した(武内1989a)。ザイール化政策は

モブツの取り巻きが私腹を肥やすことに寄与しただけに終わったが、その顛末が典型的に示すように、モブツの集権化政策は国家の名を借りた政治エリートの恣意的な資源分配を蔓延させた。これが経済破綻と国家に対する信頼喪失を招き、最終的には1990年代の内戦へとつながることになる。内戦によってモブツは失脚したが、1973年土地法はその後も改訂されず、土地に関する法体系は変わっていない。この問題は、1990年代以降東部コンゴで継続している武力紛争にも、重大な影響を及ぼしている<sup>63</sup>。

## 2. ルワンダ、ブルンジ

ルアンダ＝ウルンジは1962年に独立し、同時にルワンダとブルンジに分離した。独立直後の両国はモブツ政権下のザイールのように積極的な土地政策をとらなかったが、いずれも国有地を大幅に拡大させた。これは独立直前の1960年7月11日付けデクレによって<sup>64</sup>、原住民地を国有地に組み込む措置がとられたことによる名目上の変化である。植民地期に三つに分かれていた土地カテゴリー——1) 私的所有権が登記された土地、2) アフリカ人が占有し慣習法下にある土地、3) 国有地——のうち、上記デクレによって2) が3) に組み込まれた。ルワンダもブルンジもセッションやコンセッションが少なく、したがって登記地はわずかであったから、国土のほとんどが国有地となったことになる。

1980年代までの時期、両国の土地政策は、国家による土地の管理を基本とし、土地市場の形成を抑制するものであった。ルワンダでは、1976年に慣習地の売買を原則禁止する法が制定された<sup>65</sup>。この法律では、登記地を除くあらゆる土地が国家に帰属することが確認されたうえで（第1条）、慣習的権利下にある土地については、2ヘクタールを超えるなどの条件を満たす場合を除いて、売買が禁止された（第2、3条）。ただし、この法律が課した禁止規定は守られず、土地取引のインフォーマル化をもたらしたただけだったと評価されている（André 2003, 154）。

一方ブルンジでは、1986年に土地法が制定された<sup>66</sup>。同法はアフリカ人によって慣習的に占有されている土地を「専有地」(terres appropriées)の枠組みで定義し、その権利の正当性を認めた。専有地は国土から国有地<sup>67</sup>を除いた土地を指し、登記地と慣習地が含まれる。1986年土地法ではこの慣習地の権利が登記地と同様に正当なものと認められたのだが、権利の実効性に関しては大いに疑問であった。土地権利の移転をはじめ、特定区画の権利を厳密に定めるためには土地登記証(titre foncier)の発行が必要とされ、それには煩雑でコストのかかる手続きが必要だったからである。慣習的権利が認められたといっても、土地登記証がなければ公式な売買、貸借もできず、脆弱な権利でしかない。同法のもとで土地登記はほとんど進まず(Kohlhagen 2011, 85-88)、実質的にはルワンダと同様の状況だった。

他方、土地配分に大きな影響力をもつチーフに関しては、ルワンダで劇的な変化があった。植民地期末期に起こった多数派エスニック集団フトゥ(Hutu)のエリートが主導する反乱(「社会革命」)によって、チーフやサブチーフのポストを独占してきた少数派エスニック集団トゥチ(Tutsi)が放逐されたのである。この結果、独立後のルワンダでは政権党に近いフトゥ・エリートが地方行政機構をはじめとする政治的ポストを独占した。彼らは、トゥチ難民の帰還を許さず、ちょうど植民地期のトゥチのように行政幹部のポストを独占して土地分配に影響力を行使した(武内 2009, 第7章)。

#### 第4節 1990年代以降の土地政策

本章が対象とする3カ国は、いずれも1990年代に深刻な内戦を経験した。土地政策を考えるうえで、内戦の経験は重要な意味をもっている。1990年代以降今日までの時期に、土地に対して最も積極的な政策介入を実施したのはルワンダだが、その重要な背景は反政府武装勢力が軍事的に勝利して強力な政治権力を樹立したことである。これに対してコンゴとブルンジではルワン

ダのように強力な政治権力が確立されず、実効的な土地政策を実施できていない。本節では、1990年代以降に積極的な土地政策を展開したルワンダに関する記述を中心とし、2011年に土地法を改訂したブルンジについて簡単にふれる。土地政策が実質的に進展していないコンゴについての記述は割愛する<sup>38)</sup>。

## 1. ルワンダ

ルワンダ内戦の勃発は、「社会革命」で国外に逃れ、本国への帰還が許されないトゥチ難民がウガンダで反政府武装勢力「ルワンダ愛国戦線」(Rwandan Patriotic Front: RPF)を結成し、1990年に本国に侵攻したことに起因する。結局内戦は、凄惨なジェノサイドを経て、1994年7月にRPFの軍事的勝利によって終結する。政権の座についたRPFは、土地に対する積極的な政策介入を実施していった。以下、主要な政策を挙げよう (Takeuchi and Marara 2014)。

内戦終結後の重要な土地政策としてまず挙げるべきは、ランド・シェアリング (land sharing) である。これは、内戦終結時に近隣諸国に逃げたフトゥ難民が1996年末以降帰還した際、彼らの所有地をトゥチ帰還民とのあいだで二分割させた政策である<sup>39)</sup>。ルワンダ内戦でRPFが勝利すると、それまで帰国できなかったトゥチ難民が大挙して帰還した。その数は100万人に近いといわれる。政府はこれらトゥチ帰還民に対して、比較的人口密度の低い東部で空いた土地、家屋をみつけて住むよう指導した。それは難しいことではなかった。RPFの勝利とともに、内戦に敗れた旧政権側の扇動もあって、RPFやトゥチからの報復を恐れた200万人以上のフトゥが近隣諸国に逃亡していたからである。1996年末、コンゴ (当時はザイール) 東部での内戦勃発をきっかけにフトゥ難民が帰還すると、占拠された家屋や土地をめぐるトゥチ帰還民とのあいだで紛争となった。このとき、ルワンダ当局は、家屋はもとの住民 (フトゥ) に返すものの、土地についてはもとの所有者とトゥチ帰還

民とのあいだで折半するよう、つまりもとの住民が半分の所有地を無償で提供するよう指導した。これがランド・シェアリング政策である。トゥチ帰還民が、もともとのフトゥ住民から所有地の半分を無償で移転される政策を通じて、エスニック集団のちがいに対応する形で土地所有のあり方が大きく変化した<sup>40)</sup>。

住居の提供と移転に関する RPF 政権の政策も、土地に深くかかわる。内戦直後の時期、帰還民対策としてルワンダ各地で住宅建設が進められた。ルワンダでは伝統的に分散型の居住形態がとられてきたが、インフラ整備が容易であることなどを理由として、この時期ウムドゥグドゥ (umudugudu) と呼ばれる集合住宅が建設された。同時に RPF 政権は、分散型住居に住む人々に対し、道路の沿線など利便性の高い場所に集まって住むよう奨励した。ウムドゥグドゥは、住宅建設と住民移転がセットになった政策として理解されている (Hilhorst and Van Leeuwen 2000)。住宅建設については1990年代後半にほぼ終了したが、住民移転の方は今日に至るまで奨励(と圧力)が続いている。これは、県 (District) などの地方行政機構が土地利用計画を策定する動きと連動しており、散居型の住居を住宅用地に集め、農地を集約して効率的な生産を行おうとしている。

女性に対する土地相続権の承認も重要な政策である。伝統的に父系制社会であるルワンダでは、土地などの財産は男子のあいだで均分相続され、女性は基本的に相続から排除されてきた。1999年の法律<sup>41)</sup>では、「正式に認められた子どもはすべて、男子であれ、女子であれ、差別を受けることなく均等な相続を得る」(第50条)と定められ、女性の土地相続権が公式に認められた。この法律の実効性は高く、今日ルワンダ農村では女子への土地相続がごく普通に行われている。

内戦終結から9年後の2003年、ルワンダは新憲法を制定し、選挙を実施した。元 RPF 総司令官のカガメ (Paul Kagame) が95%以上の得票で大統領に選出され、文民政党化した RPF が議会を支配する結果となった。この体制が基本的に今日まで続いている。RPF が主導する政権の安定とともに、土

地への政策介入はより制度化された。2004年に土地政策が公にされると (Republic of Rwanda 2004)、翌年にはその内容を反映する土地法 (以下、2005年土地法) が制定された<sup>(42)</sup>。2004年の土地政策文書では主要目標として土地権利の安定化が謳われ、ランド・シェアリングや女性の土地相続権など内戦後に実施されてきた施策が確認されるとともに、後述する土地登記や土地統合 (land consolidation)<sup>(43)</sup>などの施策の必要性が説かれた。そして、それらは2005年土地法に盛り込まれ、法的な裏づけを得た。

2000年代後半以降、2004年土地政策と2005年土地法に示された政策が実施に移されている。土地登記は、2000年代末からドナーの支援を得て取り組まれた。土地区画作業は2012年頃全土で完了し、2014年段階では土地権利証書の配布もかなり進んだ。短期間のうちに土地登記事業を全土でほぼ完遂させたルワンダの事例は、アフリカでは極めて珍しい。ただし、登記を通じて保証された権利は、絶対的、排他的な私的所有権ではない。2005年土地法は国家に対して「国土を管理する最終的な権力」を与えており、土地権利証書で個人に与えられる権利にはさまざまな制約がある。権利書の取引によって土地の売買、貸借は可能だが、土地を1ヘクタール未満に分割することは認められていない<sup>(44)</sup>。また、更新可能とはいえ、土地権利には3～99年の期限が付されている<sup>(45)</sup>。コンゴのコンセッションと同様に、人々は土地を「生産的に」利用する義務があり、それを怠れば土地を没収される危険がある<sup>(46)</sup>。さらに、土地統合政策のもとで、人々は作付け作物の選択を制限される。これは、土地の効率的利用を目的として、一定地域に同じ種類の作物を作付けさせる政策である<sup>(47)</sup>。農業指導員を含めた住民の協議によって、トウモロコシやインゲンなど作付け作物が決められ、政府は改良種子や肥料などを補助する。この政策は、土地利用者を変えるものではないが、自由な作付けを認めないという点で、土地の使用権を制約する。

内戦後ルワンダの土地政策は、RPF 政権の強力な指導のもとで進められてきた。そこには二つの政治的な目的を指摘することができる。第1に、土地の効率的な利用である。これは2004年土地政策文書に明確に示されている。

ルワンダはもともと人口稠密な国だが、内戦後は膨大な数の帰還民を受け入れたため、土地不足はいっそう深刻になった。土地の効率的利用には高い優先順位が与えられており、それが土地統合などの政策が講じられる背景となっている。第2に、トゥチ帰還民に土地を確保することである。RPFはもともとウガンダのトゥチ難民を中核とする組織であり、だからこそ彼らが内戦に勝利したとき膨大な数のトゥチ難民が帰還した。ランド・シェアリングや土地登記政策によって、政権の中核的支持基盤であるトゥチ難民は土地を確保し、それに法的な裏づけを得た。政策文書には現れないが、一連の政策はRPFの支持基盤固めに重要な意味をもった<sup>48)</sup>。

内戦後のルワンダで土地政策が実施されるにあたり、地方行政機構の果たした役割は大きい。内戦によって、ルワンダの地方行政機構の指導者層は全面的に変化した。以前の指導者はジェノサイドに加担したとして追放され、代わってトゥチ帰還民やジェノサイドの生存者（サバイバー）を中心とするRPFの支持者が要職を占めた。上記のラジカルな土地政策を迅速に実施できた背景として、地方行政機構が末端までRPFの支持者で固められていたことを指摘すべきであろう。政策の指導から紛争の裁定に至るまで、これら末端行政機構の指導者はRPF主導の政策を支持し、その遂行に尽力した。

## 2. ブルンジ

ブルンジもまた1990年代に長期の内戦を経験した。ルワンダとは異なり、ブルンジ内戦は軍事力で決着せず、国際社会の仲裁によって2000年に和平協定が成立した<sup>49)</sup>。そして戦後は、権力分有による政治体制が構築された（武内 2013）。内戦後のブルンジでは、ルワンダのように実効性をもった土地政策を遂行できていない。和平合意に伴ってやはり膨大な数の難民が帰還したが<sup>50)</sup>、土地を得られない帰還民も多く、土地紛争も多発している。ブルンジでも、難民帰還に際してランド・シェアリングが行われたが、ローカルレベルのイニシアティブに基づく自発的なものであり、裁定をめぐる紛争が頻

発した。政府は「土地その他財産に関する国家委員会」(Commission nationale des terres et autres biens: CNTB)を設置して調停にあたらせているが、問題解決には程遠いのが現状である (Ndayirukiye and Takeuchi 2014)<sup>51</sup>。

2000年の和平協定においても1986年土地法の早期改正の必要性が指摘されていたが(協定第IV議定書第I章第8条)、ようやく2011年に改訂土地法が制定された<sup>52</sup>。改訂の要点は、慣習的な土地権利の公式化を進めるべく、土地権利書の発行手続きを簡素化することであった。従来の土地登記証に加えて、地方行政機構コミューン(commune)<sup>53</sup>の土地局(Service foncier communal)が発行する土地権利証明書(certificat foncier)を新設し、その発行手続きを簡便なものとする一方で、効力を土地登記証と遜色ないものとした。土地権利証明書の所持が広がれば土地権利が安定化するとの見通しで政策が進められたのだが、これまでのところ土地権利証明書の申請は広がりをみせていない。政府の指導によって一斉に土地の区画と登記が進められたルワンダとちがひ、ブルンジではあくまで農民からの申請ベースで登記作業が進められている。土地権利証明書に対する喫緊の需要がなければ、手続きが多少簡便になっても、人々が申請に踏み切らないのが実情である<sup>54</sup>。

## まとめ

かつてベルギー統治下におかれた3カ国の土地政策を長期的なスパンで概観した本章の分析から、時代に応じた土地政策の変化が読み取れる。コンゴ自由国時代は、ヨーロッパ系企業にとって利用価値の高い土地は徹底的に収奪し、そうでなければ放置する政策がとられた。1920年代以降は、ヨーロッパ人への土地譲渡を制限し、アフリカ人の農業生産向上を目指した政策へと転換が図られる。独立後の国家主導型開発政策の時代には、資源ナショナリズムの影響下に土地国有化政策が進められた。新自由主義的経済政策が優勢となった冷戦終結後には、個人の土地権利を強化するとともに、土地の市場

化になじみやすい政策が実施されている。

そうした変化の一方で、時代を超えて通底する土地政策の特徴を指摘することができる。それは政策がトップダウンで定められ、かつ土地に対する人々の権利を国家に従属させる政策が選択されてきたことである。植民地期に関してこの点は明白である。アフリカ人は一貫して占有権以上の権利を与えられず、強制栽培などの政策を通じて植民地当局の利益に沿う行動が求められた。独立後においても、人々の土地利用の権利にはさまざまな制約が課されてきた。土地譲渡の条件として開発を義務づけるという植民地期に導入された条項は、ザイールの1973年土地法にも、ルワンダの2005年土地法にも見い出すことができる。人々の土地利用を国家の統制下におくという発想が、この地域では連綿と引き継がれている。

こうした土地政策の特徴は、国家の性格を反映する。植民地期から今日までこの地域で土地政策を遂行してきたのは、いずれも権威主義的性格をもった政権であり、そうした政権が人々の土地利用を統制する目的で土地に政策介入を実施してきた。単に経済発展のための資源という観点だけからではなく、これらの政治権力は常に、領域に居住する人々の統治という観点から土地を認識してきた。新自由主義的な経済政策が主流化し、土地利用者の権利強化が謳われる今日にあっても、この地域の土地政策は資源管理という関心だけでなく、領域統治への関心を加味して決定されているのである。

付記：本章執筆のための調査には、アジア経済研究所運営費交付金のほか、次の科研費補助金を得た。課題番号：23221012, 25101004。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) 現コンゴ民主共和国は、1960年の独立以降、コンゴ（レオポルドヴィル）、コンゴ民主共和国、ザイール、そして再びコンゴ民主共和国と、幾度も呼称を変えてきた。本章では、モブツ政権下ザイールと呼ばれた時期（1971～1997年）についてはその名称を用いるが、その他の時期に関しては原則とし

てコンゴと記述する。

- (2) セッションとは、土地所有権の譲渡のなかでもコンセッション以上に強い権利が認められたものを指す。おおよそ英領植民地の自由土地保有権に近い。
- (3) Ordonnance de l'administrateur général au Congo du 1er juillet 1885. 条文については、武内 (2014a) 参照。
- (4) Décret du 14 septembre 1886. 条文については、武内 (2014a) 参照。
- (5) ベルギー領において、国有地 (les terres domaniales) は、1) 河床、河岸、道路、鉄道基底部、港湾等が含まれる「行政財産国有地」(terres du domaine public) と、2) 行政財産国有地以外の「普通財産国有地」(terres du domaine privé) に分けられる。無主地は普通財産国有地に含まれ、政府はそこからセッションやコンセッションを割り当てることができた (Paulus 1959)。
- (6) Décret du 3 juin 1906. 条文については、武内 (2014a) 参照。
- (7) ベルギー領コンゴの統治基本原則を定めた『植民地憲章』第15条が、セッションとコンセッションに関する法的基盤となった。同条文については、武内 (2014a) 参照。
- (8) ビュエルは、コンゴ自由国の消滅から約20年を経た時点においても、わずか七つの企業への譲渡地だけでコンゴ全体の22%にあたる5200万ヘクタール強に達したと述べている (Buell 1965, 445)。Buell (1965) は1928年に出版された書籍のリプリントなので、これは1920年代半ばの状況と考えてよい。
- (9) ベルギー領のセッション、コンセッション体制は、1) 通常の植民地領、2) CSK (Comité spécial du Katanga. 特許会社でカタンガ地域の開発にあたる)、3) CNK (Comité National du Kivu. 特許会社でキヴ地域の開発にあたる)、4) ルアンダ・ウルンジの四つに区分され、かつ500ヘクタールを上回らない農業用の土地などが含まれる一般体制 (Régime ordinaire) と面積がそれを超える特別体制 (Régime spécial) に分かれていた (Heyse 1930)。ここで「通常手続き」とは、通常の植民地領かつ一般体制の場合である。
- (10) たとえば、1923年12月3日付け王令 (arrêté royal) では、次のような条件が満たされなければ開発とは認められないと定められている「a) 面積の少なくとも10分の1が建造物で占められている。b) 面積の少なくとも20分の1に食料用、飼料用、その他の作物が栽培されている。c) 放牧地において、10ヘクタール当たり1頭の大家畜または4頭の小家畜の割合で養育あるいは肥育されている。d) 永年性作物が1ヘクタール当たり最低15本の割合で行われている」(Heyse 1930, 319)。
- (11) 最終的に HCB が獲得したセッション、コンセッションの正確な面積は管見のかぎり不明であるが、たとえば1938年に締結された協定では、五つの円形地で獲得できるセッションの面積は最大で13万1500ヘクタールとされた (Haley 1957, 752)。

- (12) Décret du 31 mai 1934. 条文は武内 (2014a) 参照。
- (13) コンゴのヨーロッパ人入植者はキヴに集中していた。その人数についてモキリは、1945年に657人、1958年に1899人としている (Mokili 1998, 178)。植民地議会が設置されなかったこともあり、コンゴにおける白人入植者の政治力はそれほど強くなかった。
- (14) ルワンダについては、独立後のカイバンダ政権下でトゥチの移住を進めるという文脈でベイザナ制度が利用された (Boone 2014, chap.8)。
- (15) 土壌劣化問題は、戦間期に欧米で強い関心を集めた (水野 2009)。ここでもその影響を認めることができる。
- (16) ベルギー植民地省が刊行したコンゴ, ルアンダ=ウルンジの農業専門誌 *Bulletin agricole du Congo Belge* (BACB) には、土壌保全政策に関する記事が頻出する。とくに、1949年には、刊行された4号すべてを土壌保全対策会議の内容紹介に当てており、関心の高さがうかがえる。BACBの性格や所収論文については、武内 (1989b) を参照。
- (17) 本章では“politique indigène”の訳語として、カッコ付きで「原住民政策」を用いる。
- (18) 1886年9月14日付けデクレなど、複数の法律で言及されている。
- (19) ベルギー領コンゴにおいて英国の間接統治政策が参照例とされた点については、Henry (1923) 参照。
- (20) ベルギー領植民地の原住民政策や統治機構については、Gille (1952) や、植民地官僚が多く寄稿する *Congo* 誌の諸論考を参考にした。
- (21) ルアンダ=ウルンジはそれぞれが一つの国 (pays) とされ、県や郡のような地方行政機構としてチーフダムとサブチーフダムが設置された点で、コンゴの制度と異なる。
- (22) 1939年の時点でコンゴに存在したチーフダムは1070、セクターは383であったが、1950年にはその数はそれぞれ476、517に変わった (Gille 1952, 730)。
- (23) たとえば、ルアンダ=ウルンジでは、チーフの数が減少する過程でフトゥのチーフが排除され、トゥチによって行政幹部のポストが独占された。とくにルワンダでは、これがフトゥ・エリートの不満を高め、植民地末期の紛争の遠因となった。詳細は、武内 (2009, 第6章) 参照。
- (24) 憲法制定委員会の開催地の名をとって、「ルルアブール憲法」(Constitution de Luluabourg) とも呼ばれる。条文については、武内 (2014a) 参照。
- (25) Ordonnance-loi (no. 66/343) le 7 juin 1966 (loi Bakajika)。
- (26) Loi no. 71-008 du 31 décembre 1971 portant révision de la Constitution。
- (27) Loi no. 71-009 du 31 décembre 1971. この点については、Kalambay (1985, 45-48) を参照のこと。
- (28) Loi no. 73-021 du 20 juillet 1973 portant régime général des biens, régime fonci-

- er et immobilier, et régime des sûreté. 条文については、武内（2014a）参照。
- (29) 真正主義 (authenticité) とは、モブツが掲げた民族主義的なスローガンである。
- (30) 開発が不十分な場合、コンセッションはそれに応じて縮小されると規定された（第58条）。
- (31) ザイール化政策は、1974年12月30日の「ザイール革命の徹底化」宣言によって一層の進展が宣言されたものの、工場やプランテーションの接収に反発したベルギーによるザイール向け輸出保険全面停止（1975年3月）や主要輸出品である銅価格の急落などの要因によって経済状況が悪化し、1976年には事実上放棄された。詳細については、Young and Turner（1985, chap. 11）を参照。
- (32) 州知事には当該地域の出身者を任命しないといった人事の原則をつくり、中央政府から地方行政への統制を強めた（Callaghy 1984, 第5章）。
- (33) 植民地期の東部コンゴでは、白人入植者によってコーヒー農園が開かれ、労働者として多数のルワンダ人（とくにフトゥ）が移住した。そのため、フンデ（Hunde）など従来その地に居住していたエスニック集団は、ルワンダ人移民に比べて人口的少数派となった。独立後、ザイール化政策の時代には、この地域の白人農園の多くが接収され、モブツ政権の有力者を通じてルワンダ系住民（とくにトゥチ）に分配された。1973年土地法は、政治エリートの恣意的な土地分配を正当化し、土地移転を促進させた。こうした過程を経て、地域住民間には土地をめぐる根深い対立が形成されている（Bucyalimwe 1997；武内 2002）。
- (34) Kohlhagen（2010, 85）. 本デクレの原文は確認できていない。Kohlhagen の論文はブルンジに関するものだが、デクレの日付が独立前であることから、ルワンダにも適用された可能性が高い。
- (35) Décret-loi no.09/76 du 4 mars 1976 relatif à l'achat et la vente de droits coutumiers sur les terres ou de droits d'occupation du sol.
- (36) République du Burundi, 1 Septembre 1986 – No. 1/008. Loi portant code foncier du Burundi. 条文については、武内（2014b）を参照。
- (37) ここでいう「国有地」は、1960年7月11日付けデクレ以前のもを指す。
- (38) コンゴの土地関連政策や土地法改訂に関する近年の動きは、武内（2014a）を参照。
- (39) ランド・シェアリング政策の詳細は、Takeuchi and Marara（2014）参照。
- (40) ランド・シェアリングで土地を失ったフトゥ農民は、今日に至るまで目立った抗議活動を起こしていない。トゥチ帰還民との土地紛争も減少傾向にある。RPF 政権はその高い統治能力と、地方行政末端まで支持者で固めることによって、フトゥ農民の不満抑制に成功している。地方レベルの司法組織も

RPF 主導の政策を支持しているため、不満をもった人々は沈黙を余儀なくされている。

- (41) Law No. 22/99 of 12/11/1999 to supplement book I of the Civil Code and to institute part five regarding matrimonial regimes, liberalities and successions. O.G. no. 22 of 15/11/1999.
- (42) Organic Law No. 08/2005 of 14/07/2005 Determining the Use and Management of Land in Rwanda. 条文については、武内 (2014b) を参照。
- (43) 「land consolidation」は、文脈に応じてさまざまな訳語があり、たとえばケニアの事例では(土地)「調整」と訳されている(児玉谷 1981, 40)。ルワンダの場合、一定地域に同じ作物を作付けさせる政策であり、細分化された土地を統合して生産性を高める意図があることから、「土地統合」という訳語を当てた。
- (44) 2005年土地法第20条。ただし、1ヘクタール未満土地分割禁止規定は、現実には遵守されていない。
- (45) Presidential order n° 30/01 of 29/06/2007 determining the exact number of years of land lease. 農地であれば49年(権利証書上は99年と記載されていることが多い)、工業用地であれば30年、住宅地なら20年など、用途によって異なる期限が設定されている。
- (46) 「生産的」な土地利用とは、それを「土壌流出から保護し、肥沃さを守り、持続可能な方法で生産を確保すること」を指す(2005年土地法第62条)。どのような場合に「生産的」な土地利用とみなされないかについては、土壌流出対策がなされていない、農業用地の半分に作物が植わっていない、など第65条に細かい規定がある。土地の没収については、第75条参照。
- (47) 2005年土地法第2条および第20条。
- (48) ランド・シェアリング政策の評価は簡単ではない。それが帰還難民に土地を与え、彼らの生計を保障したことは評価できる。膨大な数の難民が短期間に帰還したにもかかわらず、この政策によって彼らは比較的スムーズにルワンダ社会に受け入れられた。フトゥの所有地が半減したとしても、狭い国土に帰還難民を受け入れようとするれば、ほかに選択肢はなかったともいえるかも知れない。その一方で、この政策によって土地を失ったフトゥの生活水準が、以前より低下したことは間違いない。RPF というトゥチ帰還難民が中枢を占める政権のもとで、彼らは政治的にも、経済的にも相対的に不遇である。RPF 政権が安定し、強い統治力を発揮するかぎり、彼らはランド・シェアリング政策への不満を表出させることはないだろう。しかし、逆にいえば、仮に RPF 政権が不安定化すれば、そうした不満が表出する可能性は高い。帰還難民をルワンダ社会に安定的に受け入れ、紛争の再燃を防ぐためには、彼らの土地所有権が将来にわたって社会的に(とくに土地を提供したフトゥから)

承認される必要がある。そのためには、土地を提供したフトゥに対する何らかの対応策が不可欠であろう。政府は彼らに対する補償を否定しているが、直接的な補償でないにしても、何らかのケアが検討されるべきだと考える。

- (49) Arusha peace and reconciliation agreement for Burundi.
- (50) ブルンジの難民は1972年の騒乱を逃れたフトゥが中心であり、彼らは主としてタンザニアの難民キャンプに居住していた。一方、国内には1990年代の内戦で故郷を逃れたトゥチ避難民のキャンプが依然として数多く残存している。
- (51) 2011年に議長が交代して以降、CNTBは政権与党よりの姿勢を強め、帰還民に有利な裁定を下すようになった。このため、帰還民への土地分割をめぐる社会的緊張が高まっている (Ndayirukiye and Takeuchi 2014)。
- (52) Loi no. 1/13 du 9 août portant révision du code foncier du Burundi. 条文については、武内 (2014b) を参照。
- (53) コミューンは、州 (Province) とコリン (Colline) の中間に位置する地方行政機構であり、ブルンジ全土に128存在する。
- (54) スイス経済協力ブジュンブラ事務所長 Claudio Tognola 氏からの聞き取りによる (2012年9月25日)。

### [参考文献]

#### <日本語文献>

- 児玉谷史朗 1981. 「ケニアの小農場部門における農民の階層分化」『アジア経済』22 (11-12) 38-56.
- 武内進一 1989a. 「現代ザイールの土地紛争と土地法」林晃史編『アフリカ農村社会の再編成』アジア経済研究所 227-251.
- 1989b. 「ベルギー植民地省農業局発行資料について——ベルギー領コンゴ農業ビュルティン (BACB) を中心に——」池野旬編『植民地後期アフリカ経済と非アフリカ人——研究史と文献解題——』アジア経済研究所 (所内資料。地域研究部 No.63-2) 101-120.
- 2002. 「内戦の越境, レイシズムの拡散——ルワンダ, コンゴの紛争とツチ——」加納弘勝・小倉充夫編『国際社会7 変貌する「第三世界」と国際社会』東京大学出版会 81-108.
- 2009. 『現代アフリカの紛争と国家——ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド——』明石書店.
- 2013. 「言明された和解, 実践された和解——ルワンダとブルンジ——」佐

藤章編『和解過程下の国家と政治——アフリカ・中東の事例から——』アジア経済研究所 29-58.

—— 2014a. 「コンゴ民主共和国の土地関連法制」(武内進一編「アフリカの土地と国家に関する中間成果報告」調査研究報告書 アジア経済研究所 177-217 [http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/2013\\_B103.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/2013_B103.html)).

—— 2014b. 「独立後ブルンジ, ルワンダの土地法制」(武内進一編「アフリカの土地と国家に関する中間成果報告」調査研究報告書 アジア経済研究所 218-274 [http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/2013\\_B103.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/2013_B103.html)).

水野祥子 2009. 「大戦間期イギリス帝国におけるグローバルな環境危機論の形成」『史林』92(1) 97-129.

<外国語文献>

André, Catherine 2003. "Custom, Contracts and Cadastres in North-West Rwanda." In *Securing Land Rights in Africa*, edited by Tor A. Benjaminsen and Christian Lund, London: Frank Cass, 153-172.

Boone, Catherine 2014. *Property and Political Order in Africa: Land Rights and the Structure of Politics*. Cambridge: Cambridge University Press.

Bucyalimwe, Mararo 1997. "Land, Power, and Ethnic Conflict in Masisi (Congo-Kinshasa), 1940s-1994", *The International Journal of African Historical Studies*, 30 (3) : 503-538.

Buell, Raymond Leslie 1965 (1928) . *The Native problem in Africa*. Frank Cass, London.

Callaghy, Thomas M. 1984. *The State-Society Struggle: Zaire in Comparative Perspective*. New York: Columbia University Press.

Gille, A. 1952. "La politique indigène du Congo belge et du Ruanda-Urundi." *Encyclopédie du Congo belge*. Tome III, Bruxelles: Editions Bieleveld, 709-748.

Hailey, Baron William Malcolm (Lord) 1957. *An African Survey: a Study of Problems Arising in Africa South of the Sahara* (Revised 1956) . London: Oxford University Press.

Harms, Robert 1975. "The End of Red Rubber: A Reassessment." *The Journal of African History*, 16 (1) : 73-88.

—— 1983. "The World Abir Made: The Margina-Lopori Basin, 1885-1903." *African Economic History*, (12) : 125-139.

Henry 1923. "La politique indigène au Congo belge." *Congo*, Tome I, 524-538.

Heyse, T. 1930. "Le régime des concessions et cessions des terres agricoles et forestières au Congo belge." *Bulletin agricole du Congo belge*, 21 (2) : 314-341.

- Hilhorst, D., and M. van Leeuwen 2000. "Emergency and Development: The Case of Imidugudu, Villagization in Rwanda." *Journal of Refugee Studies* 13 (3) : 264-280.
- Kalambay, Lumpungu 1985. *Droit civil, vol.II, Régime foncier et immobilier*. Kinshasa: Presses universitaires du Zaïre.
- Kohlhagen, Dominik 2010. "Vers un nouveau code foncier au Burundi?" In *L'Afrique des Grands Lacs, Annuaire 2009-2010*, edited by S. Marysse, F. Reyntjens and S. Vandeginste, Paris: L'Harmattan, 67-98.
- 2011. "In Quest of Legitimacy: Changes in Land Law and Legal Reform in Burundi." In *Natural Resources and Local Livelihoods in the Great Lakes Region in Africa: a Political Economy Perspective*, edited by A. Ansoms and S. Marysse, Hampshire: Palgrave, 83-103.
- Mokili Danga Kassa, Jeannôt 1998. *Politiques agricoles et promotion rurale au Congo-Zaïre 1885-1997*. Paris: L'Harmattan.
- Ndayirukiye, Sylvestre, and Shinichi Takeuchi 2014. "Dealing with Land Problems in Post-conflict Burundi." In *Confronting Land and Property Problems for Peace*, edited by Shinichi Takeuchi, Oxon: Routledge, 109-131.
- Paulus, Jean-Pierre 1959. *Droit public du Congo belge*. Bruxelles: Université Libre de Bruxelles.
- Republic of Rwanda 2004. *National land policy*. Kigali.
- Salacuse, Jeswald 1987. "The National Law System of Zaire." In *The National Land Law of Zaire and Indigenous Land Tenure in Central Bandundu, Zaire*. (LTC Research Paper 92) , edited by J. C. Riddell, J.W. Salacuse, and D. Tabachnick, Madison: Land Tenure Center, 1-22.
- Staner, P. 1955. "Les paysannats indigènes du Congo belge et du Ruanda-Urundi." *Bulletin agricole du Congo belge*, 46 (3) : 467-558.
- Stengers, Jean 1989. *Congo mythes et réalités: 100 ans d'histoire*, Paris: Editions Duculot.
- Takeuchi, Shinichi, and Jean Marara 2014. "Land Tenure Security in Post-conflict Rwanda." In *Confronting Land and Property Problems for Peace*, edited by Shinichi Takeuchi, Oxon: Routledge, 86-108.
- Young, Crawford, and Thomas Turner 1985. *The Rise and Decline of the Zairian State*. Madison: The University of Wisconsin Press.